

吉川市事業継続支援金申請要領

～国の持続化給付金が対象外で売上げが20%以上
50%未満減少している事業者等のための支援金～

(R2. 9. 1 制定)

【問い合わせ先】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係

住所：〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野1-1

電話：048-982-9697 (直通)

FAX：048-981-5392

メール：syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

<市HP>

[https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/
index.cfm/23,82311,129,735.html](https://www.city.yoshikawa.saitama.jp:443/index.cfm/23,82311,129,735.html)

※様式等はこちらより取得できます。



1 補助金の目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により市内経済に大きな影響が生じていることを踏まえ、事業活動の継続及び雇用の維持を目的として、

重要

- ①国の持続化給付金が対象外で
- ②売上げが20%以上50%未満減少している事業者等（※1）

に対し、予算の範囲内で吉川市事業継続支援金を給付するものです。

※1 事業者等とは次のいずれかに該当する方を指します。

①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模事業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 （下記の②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

②中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合

③農業協同組合法規定する農業者及び農事組合法人

④上記に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 支援金の対象者

支援金の対象者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次の各号のいずれかに該当する事業者等とします。

- (1) 令和2年1月から申請日の属する月の前月までの間に、事業収入が前年同月比で20%以上50%未満減少した月が存在すること。
- (2) 事業を開始した日から申請日までの期間が1年未満の事業者等（令和元年12月31日前に事業を開始している事業者等に限る。）にあっては、令和2年1月以後の月の事業収入が、前年の月平均の事業収入と比べ20%以上50%未満減少していること。

4 支援金の対象とならない事業者等

次の各号のいずれかに該当する事業者等に対しては、支援金を給付できません。

- (1) 市内に住所又は事業所を有しない事業者等。
- (2) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納している事業者等。
- (3) 国が実施する持続化給付金の給付対象となる事業者等。

- (4) 令和2年1月1日以後に事業を開始した事業者等。
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する事業者等であること。
 - ア 暴力団員又は暴力団関係者が関与している事業者等。
 - イ 性風俗関連特殊営業を行っている事業者等。
 - ウ 宗教上の組織又は団体。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業者等。

5 支援金の額

支援金の額は、次に掲げる額の合計額です。

重要

- (1) 事業継続に係る支援金
 - 1 事業者等当たり100,000円
- (2) 家賃に係る支援金
 - 1 事業者等(※2)当たり次のア又はイに掲げる額のうちいずれか少ない額
 - ア 申請日前1カ月以内の賃料等(※3)の15分の1の6月分
 - イ 50,000円

<例>

①9月の減少率が25%である場合。

事業継続に係る支援金 給付額100,000円

②さらに月100,000円の賃貸借契約をしている場合。

家賃に係る支援金 $100,000円 \div 15 \times 6月分 =$ 給付額39,999円

→ 給付額合計①+② 139,999円

※2家賃に係る支援金の1事業者等の条件

自らの事業のため、国内の土地又は建物に関する賃貸借契約、又はこれと類似する契約に基づき、他人の所有する土地又は建物を、使用及び収益する権利を有する事業者等に限ります。

※3賃料等とは

賃貸借契約等に基づき、土地又は建物を使用及び収益をするために対価として支払う金銭です。複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合は、1月分に相当する額としてください。

6 提出書類 ※郵送可

<給付申請及び請求>

申請の受付は令和2年9月1日(火)～**令和3年1月29日(金)**までとなります。期日までに以下の書類を商工課までご提出ください。

- (1) 吉川市事業継続支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 算定表

- (3) 令和元年分の確定申告書（1枚目のみ）
- (4) 納期到来分市税等完納証明書 ※（1）の確認欄で同意いただければ省略可
- (5) 振込先口座を確認できる書類（個人事業主は申請者名義、法人は法人名義で、銀行名、支店名、名義人及び口座番号のわかるもの）
- (6) 店舗等の賃貸借契約書等の写し（申請日時点の契約期間が含まれるもので、所在地、金額及び契約者がわかるもの） ※該当者のみ

7 その他注意点

- (1) 支援金の給付決定を受けた当該申請者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - ・支援金の対象とならない事業者等に該当すると認めるとき。
 - ・偽りその他不正の手段により支援金の給付決定を受けたと認めるとき。
- (2) (1)により支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付されている支援金の全部又は一部を返還していただきます。
- (3) 当該支援金に係る書類等は5年間保存してください。

8 手続きの流れ

事業者（申請者）	商工課	備考
①申請書兼請求書提出	内容審査 ↓ ②給付決定 ③口座振り込み	申請書の提出期限はR3.1.29までです。 給付の手続きから入金までに2週間程度要しますのでご了承ください。
④振込状況確認		
③通知確認	②不給付決定通知書	内容審査の結果不給付となった場合。
⑥通知確認 支援金の返還	⑤返還通知書	申請に偽り、その他不正が認められた場合。